

土地境界確定協議手続の流れ

①土地境界確定協議申請フォームによる申請

※申請時に選択した日時で立会日が確定となります。



②委任状の提出について

原本の提出が必要になります。

提出方法は次の通りです。

- 1.立会時に当市代行調査士へ提出
- 2.窓口へ提出
- 3.郵送による提出



③確定図の提出

申請受付完了後、受付完了メールを送付します。

メールに記載されたURLから確定図を提出してください。

※確定図がA3を超える場合は、URLから提出後、原本を窓口または郵送により提出してください。

注）提出するPDFデータは、変換後も文字及び数値が判読できる解像度・大きさとしてください。



④確定通知書の交付

交付の準備が整いましたら、メールでお知らせします。

確定通知書の受領方法は、窓口での交付又は郵送による交付となります。

注）郵送を希望される場合は、返信用封筒又はレターパック等を提出してください。